

■■ 民紹協メルマガ通信 NO. 172 ■■

発行：民紹協

いつもお世話になっております。本メールは、2週間に1回提供しています。

<コンテンツ>

- ◆◆ 今週のひとこと
- ◆◆ TOPIC
- ◆◆ 気になる労務管理－労務費価格転嫁率の調査結果

◆◆ 今週のひとこと

■ 夏バテに注意

暑い日が続きます。近年の猛暑の深刻化の中で、いろいろ高温を避ける工夫をされているかと思いますが、体調はいかがでしょう？

リンナイ(株)が行った「夏バテに関する47都道府県意識調査」(2023)では、夏バテを経験する人が8割。夏バテを感じる時期は早期化して7月前半までに感じる人が4割と増えていますが、やはり8月も夏バテのピークになります。原因は、体温調整の負担から生じる自律神経の乱れ。調査では、対処方法について、冷たい飲食物の摂取、エアコン等を利用しての室温調節という回答が多く見られましたが、専門家の助言として、体を冷やす行動はNG、むしろ身体を温める「温」と休ませる「オフ」をうまく使うことが有効とのアドバイスが掲載されています。

また、現代では涼しいところにいるのに食欲が落ちてグッタリするなど「夏バテ」事情も複雑化。「冷房バテ」(外と内の気温差を反復したり、一日中冷房の効いた屋内にいたり)や「胃バテ」(冷たい飲食物を頻繁に摂取)が真の原因ということも多くなっています。

元気のいい人のことを「ガッツがある」といいますが、Gutsは胃腸のことだそうです。胃腸の調子の良し悪しが元気に通じるということですから、「冷房バテ」「胃バテ」には十分注意しましょう。

<参考>

<https://www.rinnai.co.jp/releases/2023/0629/images/releases20230629.pdf>

☆—————☆

◆◆ TOPIC

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関係のある話題を紹介

しています。

## ■ 1 最低賃金改定目安を答申、改定後は全国平均 1,118 円を見込む／厚労省審議会

厚生労働省中央最低賃金審議会は、8月4日、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安を答申しました。引上げ額の目安は、「A ランク」（東京、大阪など6都府県）及び「B ランク」（北海道、兵庫、広島など28道府県）が63円、「C ランク」（青森、沖縄など13県）が64円となり、昨年度の目安がどのランクも50円であったのと比べると13～14円高くなっています。目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合、全国加重平均は1,118円、上昇額は63円（昨年度は51円）、引き上げ率に換算すると6.0%（昨年度は5.1%）となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降の最高額となるということです。

<詳しくは>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_60788.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html)

## ■ 2 令和6年の賃金不払の監督指導、件数で4.7%増／厚労省

厚生労働省は、8月7日、令和6年における賃金不払が疑われる事業場に対する労働基準監督署（以下労基署）の監督指導の結果を取りまとめ、公表しました。これによりますと、賃金不払事案の件数は22,354件（前年比4.7%増）、対象労働者数185,197人（同1.8%増）、金額172億1,113万円（同68.8%増）であったということです。また、次のような事例も挙げられています。

### ア) 指導事例

1か月当たり80時間を超える時間外労働が疑われる事業場において、割増賃金の基礎として算入すべき賃金（職手当等）を除外して割増賃金が計算されていた。また、時間外労働に対する割増賃金（残業代）は労働者の自己申告制に基づいて支払ったとしていたが、タイムカードの記録と比べて自己申告された時間外労働時間が大幅（最大2時間）に少ない労働者が複数認められた。

### イ) 送検事例

複数の労働者から定期賃金が未払いであるとの相談を受け、労基署が立入調査・是正勧告したものの、その後は是正が図られなかったことから捜査に着手し、この結果、労働者60名に対し、2か月間の定期賃金の全額（合計約2,550万円）を各所定支払日に支払っていなかった疑いで書類送検を行った。

<詳しくは>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_60431.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60431.html)

## ■ 3 日本人の人口90万人減／総務省

総務省は、8月6日、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を公表しました。これによりますと、日本人の人口は前年から90万人減って過去最大の減少幅となった一方で、外国人の人口は過去最多を更新しました。この結果を受けて、総務大臣は、8日の記者会見で、次のように述べました。

ア) 人口減少への取組として、政府一丸となって地方創生などに取り組んでいるが、人口減少の傾向は今後も続いていくものと予想される。

イ) 地域を担う人材の確保・育成に積極的に取り組むことが必要と考えており、ふるさと住民登録制度を創設することとしている。

ウ) 6月末に関係府省庁からなる連絡会議を設置したところであり、この枠組みの下で、官民の様々なサポートの在り方等について検討を進める。

エ) 地域の担い手として潜在力が高い女性、若者、シニア、外国人、副業人材に着目し、地域おこし協力隊、地域活性化起業人、また、特定地域づくり事業協同組合などの取組を一層推進していく。

<詳しくは>

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei02\\_02000389.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000389.html)

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/kaiken/01koho01\\_02001465.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001465.html)

#### ■ 4 政府全体で子ども・若者の自殺防止策を強化／厚労省等

小中高生の自殺者数は、平成30年ごろまでは400人前後でしたが、令和に入ると500人を超えるようになり、令和6年には529人と過去最多を記録しました。こうしたことから、8月1日、厚生労働省・子ども家庭庁・文部科学省が協力して、夏季休暇明けの自殺防止をめざして、次のような啓発活動を開始することとしました。

ア) 厚生労働省においては、①子ども・若者向けのポスターや動画の作成・掲示、②「死にたい」「消えたい」気持ちを抱えた方などに対する相談窓口などの情報をまとめたウェブサイト「まもろうよこころ」の周知等を行う。

イ) 子ども家庭庁においては、①ホームページやSNS等を通じて相談窓口の案内、②子どもが悩みを打ち明けられる環境づくりに向けた動画・ポスターの周知等を行う。

ウ) 文部科学省においては、①YouTubeでの動画広告の掲載や文部科学省公式SNSでの相談窓口の案内、②学校・教育委員会等に向けて自殺予防に係る積極的な取組の実施の依頼等を行う。

<詳しくは>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/jisatsutaisaku\\_press250801.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/jisatsutaisaku_press250801.html)

#### ■ 5 令和6年度の男性育児休業取得率は40.5%に上昇／厚労省

厚生労働省は、7月30日、令和6年度「雇用均等基本調査」結果を公表しました。この調査は、企業調査と事業所調査から成っていますが、まず、事業所調査において、育児休業取得者の割合は女性は86.6%（前年度対比2.5ポイント上昇）、男性は40.5%（同10.4ポイント上昇）と男性の取得者の割合が急増していることが明らかになりました。また、企業調査では、管理職等に占める女性の割合は、「部長相当職」8.7%（前年度7.9%）、「課長相当職」12.3%（前年度12.0%）、「係長相当職」21.1%（前年度19.5%）となり、いずれも前年度と比べ上昇しました。

<詳しくは>

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r06.html>

#### ■ 6 「共育て」したいが、社会や職場の支援が必要とする若者が6割／厚労省

厚生労働省は、「若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査」（速報）の結果を公表しました。調査は全国の15～30歳男女を対象とし、パートナー同士が協力し合って家事・育児に取り組む「共育て」について調査しています。主な結果は、次のとおりです。

ア) 若年層の共育てに対する意識については、「共育てをしたいが、実現のためには社会や職場の支援が必要だと思う（64.8%）」との回答が最も多くなっている。

イ) 家庭と仕事（キャリア）の優先順位付け、育休取得や育児・家事において、約7割の若年層が「性別は関係ない」と回答している。

ウ) 若年社会人の7割以上が、育休取得意向ありと回答。さらに、そのうちの約8割が、1か月以上の育休取得を希望している。

エ) 若年層の約7割が、会社を選ぶときに「仕事（キャリア）とプライベートの両立」を意識している。一方、若年層の約7割が「仕事と育児の両立に不安がある」と感じている。

<詳しくは>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/jigyoyouritsu/topics/tp100618-1\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyoyouritsu/topics/tp100618-1_00006.html)



## ◆◆ 気になる労務管理

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「労務管理」のテーマから、労務費の価格転嫁率に関する調査結果について見ていくこととします。

### ■ 労務費価格転嫁率の調査結果

厚生労働省の審議会は、令和7年度地域別最低賃金額改定の日安を大幅に引き上げた答申を行いました。そこで気になるのが、労務費の価格転嫁の問題です。中小企業庁は、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、月間終了後1~2か月の間に、価格交渉・価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施しています。ここでは、本年3月の月間後の調査結果により、労務費の価格転嫁の状況を見てみましょう。

〔主な結果〕

#### 1. 直近6か月間における価格交渉の状況

(1) 発注企業との価格交渉が行われた割合(①+②)は、64.2%

—①発注企業からの申し入れにより、交渉が行われた・・・22.7%

—②受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた・・・41.5%

—③コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した・・・0.6%

—④コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった・・・9.9%

—⑤コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した・・・0.7%

—⑥コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった・・・11.1%

—⑦支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した・・・0.4%

—⑧支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった・・・5.3%

—⑨コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した・・・0.3%

—⑩コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった・・・5.7%

—⑪コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった・・・1.8%

(2) 上記で価格交渉が行われた企業(①+②の64.2%)のうち73.2%において、労務費についても交渉を実施

- ①労務費の価格交渉も行われた・・・73.2%
- ②労務費が上昇せず価格交渉は不要・・・9.9%
- ③労務費は上昇したが価格交渉は不要・・・10.5%
- ④交渉を希望したが行われなかった・・・6.4%

## 2. 価格転嫁の状況～コスト要素別状況【A：原材料費、B：労務費】

(1) 転嫁率・・・・・・・・・・A：54.5%、B：48.6%%

(2) コスト増加分を転嫁できた割合

- ①10割・・・・・・・・・・A：23.1%、B：19.1%
- ②9割、8割、7割・・・A：12.2%、B：13.0%
- ③6割、5割、4割・・・A：6.6%、B：7.7%
- ④3割、2割、1割・・・A：16.5%、B：18.4%
- ⑤価格転嫁不要・・・A：24.1%、B：22.5%
- ⑥0割・・・・・・・・・・A：12.2%、B：15.8%
- ⑦マイナス・・・・・・・・A：0.7%、B：0.8%
- ⑧当該費用は支払代金に含まれない・・・A：4.8%、B：2.9%

<詳しくは>

<https://www.meti.go.jp/press/2025/06/20250620003/20250620003.html>

☆-----☆

### ◆◆《「厚生労働省人事労務マガジン」ダイジェスト》

ここでは、月2回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に関係ありそうなものを取り上げて紹介します。

### ■2025年8月6日発行 人事労務マガジン／定例第178号 ■

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001530180.pdf>

※ 関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。

☆-----☆

民紹協からのお知らせ

### ◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

**【集合型】**

◇宮 城：8/28（木）

◇東 京：8/26（火）、9/3（水）、9/8（月）、9/24（水）、10/1、10/23（木）

◇神奈川：9/26（金）

◇愛 知：9/12（金）

◇大 阪：9/19（金）、10/17（金）

◇福 岡：10/10（金）

**【オンライン】**

8/25（月）、9/1（月）、9/10（水）、9/17（水）、9/22（月）、9/29（月）、10/3、10/8、10/15、10/21、10/28、10/30

<https://www.minshokyo.or.jp/course/index.html>

◆◆職業紹介事業実践セミナー（オンライン開催）◆◆

※従事者教育としてご利用ください

職業紹介事業者及び従事者の方々を対象に、実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として、オンライン（Zoom）で開催しています。「基本編」と「応用編」がありますので、経験等に合ったものをお選びいただくことができます。もちろん従事者教育として事業報告書へ記載可能です。

**【基本編】**

第3回 令和7年8月29日（金）14：00～17：00 Zoom

「職業紹介事業実務セミナー」

第4回 令和7年9月25日（木）14：00～17：00 Zoom

「行政機関による定期指導と調査の実務セミナー」

**【応用編】**

第4回 令和7年8月22日（金）13：00～17：00 Zoom

「トラブル・行政処分に学ぶ紹介事業の健全運営」

第5回 令和7年9月19日（金）14：00～17：00 Zoom

「外国人材の定着を高めるセミナー」

※各セミナーのお申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。

<https://www.minshokyo.or.jp/seminar/>

